

IV 再発防止に向けての提言

1 ケースワークの適切な実施

(1) きめ細かなリスクアセスメントの実施

- ① 乳幼児、双子等がいる家庭はリスクが高い家庭としての対応をする。
- ② 新たな情報については、緊急度やリスクの意識を高く持ち、その都度リスクアセスメントを行い対応する。
- ③ 虐待に至る要因は複合的に絡み合っていることが多いため、虐待種別にとらわれず、「ネグレクト家庭であっても、身体的虐待の可能性もある」など、リスクや緊急度の意識を高くもち対応する。
- ④ 特定妊婦については、出生後、機関をまたぐ場合も多く高い意識を持って、組織的に対応する。
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会等に事例提供する機関は、参加する機関が状況を理解し易いように、ケースの概要、アセスメント、支援内容等の情報は具体的かつ明解に提示する。

(2) 適切なケースワークの実施

- ① 訪問を重ねても会えないことが続き、安否確認が出来ない場合には、その状況を評価し対応を検討する。
- ② 養育支援者や親族の評価を行う場合、表面的な様子や聞き取り内容だけでなく、直接会ってお互いの気持ちや、態度、現在に至っている背景なども含めて評価する。
- ③ 児童相談所は、虐待ケースについては、担当児童福祉司のほかスーパーバイザー等の役割を担う児童福祉司を担当させ、2人1組で担当し組織的な対応をする。また、他の機関も組織的な対応を心掛ける。

2 関係機関の連携強化

(1) 要保護児童対策地域協議会の活性化

- ① 要保護児童対策地域協議会において、参加機関はケースの主担当や関係機関となっていない場合も、参加機関としてケースのリスクアセスメントなど積極的に関わる姿勢が必要である。
- ② 要保護児童対策地域協議会で、主担当となった機関は、主体的にそのケースについて対応するとともにケースマネジメントを行う。また、関係機関は、主担当と協働していくとともに、専門的領域の観点から意見を述べ、共通認識が持てるよう互いにコミュニケーションをとる必要がある。
- ③ 調整機関は、要保護児童対策地域協議会の定例実務者会議、進行管理会議、個別ケース検討会議の機能や役割等を再検討する。また、参加機関は各々の役割をお互いに認識して会議に参加する。
- ④ 要保護児童対策地域協議会において、必要な情報を明確にするために、様式や運営方法について見直しを行う必要がある。例えば、親族等最低限確認

すべき項目の設定や、ケースのリスクによって虐待の程度、緊急度、支援状況等に焦点を絞るなど、進行について検討する。

- ⑤ 要保護児童対策地域協議会における児童相談所の立場は、個別ケースの見立てや支援を行う必要があるため、スーパーバイズできる責任ある立場の職員の出席が必要である。
- ⑥ 要保護児童対策地域協議会では、要保護児童対策地域協議会実務者会議（定例会、進行管理会議）で提供された情報について、参加機関はリスクや評価について共通の認識を持ち、その情報を実際のケースワークに活かして対応する。
- ⑦ 調整機関は、情報を管理し各機関が持ち寄る情報を一元化し、全体像が見えるようなシステムを構築し進行管理していく。

(2) 個別ケース検討会議の積極的活用

- ① 個別ケース検討会議を開催する条件等をルール化し、適切に開催できるようにする。
- ② 個別ケース検討会議を積極的に活用し、関係機関で相互に情報を共有し、リスクの共通認識を持つ。

3 組織・体制の強化と人材育成

(1) 組織・体制の充実

- ① 児童相談所に求められるのは専門性にもとづく援助であるが、児童福祉司等の在課年数からすると困難な状況にあり、スーパーバイザー育成のために採用、異動等人事管理上積極的な方策を検討する。
また、適切なケースワークを実施するためにも、経験値を補うためにも人員を強化する。
- ② 全国の検証事例にも見られるように、出産から就学までの子どもたちは虐待に至るリスクが高く、継続的な支援が必要であるため、関係機関はより連携し、有機的な体制整備を構築する方法を検討していく必要がある。
- ③ 児童相談所が中心となって、関係機関に指示を明確に行うことができる体制（ハブ化）も検討する。

(2) 人材育成

専門性を高めていくためには内部研修だけでなく、外部研修を積極的に活用し、専門的な知識の獲得や他の相談機関から情報収集を積極的に行い、職員の資質の向上、スーパーバイザーの育成につなげる方策を検討する。